

《暫定プラン対応に伴う一連の流れのフロー図 1》

例:要支援が出るの見込み、包括ケアマネジメントをしていたが、月を超えて要介護の認定結果が出た場合

	地域包括支援センター	居宅介護支援事業者	肝付町
認定申請月	①利用者から、(介護予防)居宅サービス計画作成の依頼がある。新規申請、区分変更申請、更新申請(結果が、更新前の認定有効期間内に確定しない場合)時、結果が出るまでの間にサービス利用が必要な場合。		
	②利用者の状況を確認し、要支援か要介護の見立てをする。→「 要支援 」を想定する。 地域包括支援センターがケアマネジメントを担当する。		
	③暫定プランでサービスを利用する場合の介護サービス利用料については、認定結果によっては非該当や要介護の区分支給限度額を超えてサービスを使う可能性があり、全額自己負担または、一部自己負担となる可能性がある事等について、利用者及びその家族に十分説明を行い、同意を得たうえで暫定プランを作成する。(この時期に要介護認定が出たときの為に、居宅介護支援事業所のケアマネジャーを探す。) ※1通所型サービスや訪問型サービスの希望があった場合、 <u>現行の介護保険サービス相当か緩和型サービスがある事を説明し、どちらを希望するか確認する。</u>		注:※1緩和型サービスを希望した場合、毎月第1木曜日に開催している地域ケア会議において協議・検討された後、利用開始となる。
	④暫定プランの内容についてサービス担当者会議を開催する。利用者及びその家族に計画書の内容を説明し、同意を得る。 ※2サービス担当者会議では、もし、認定結果で見立てと異なる介護度が出た場合のサービス利用料等の説明についても利用者及びその家族に説明、同意を得ておく。 ↓ サービスの暫定利用を開始する。	⑤暫定プランでのサービス担当者会議に同席する。	※3居宅サービス計画依頼届出書の提出や本プラン作成は、認定結果が出てからできるだけ速やかに行うこと。 ※4緩和型サービスを暫定利用している場合は、認定結果が出ていなくても翌月に請求可能。
	⑥認定審査会予定日を肝付町介護保険係に問い合わせる。⇒翌月が認定審査会日であることを確認する。		認定審査会予定日を伝える。
	認定決定月	⑦翌月、 <u>要介護認定審査会の翌日の午後以降</u> 、肝付町介護保険係に認定結果を確認する。	
⑧結果は、「 要介護 」。 居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーに速やかに引き継ぐ。		⑨地域包括支援センター担当職員から居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーに引き継がれる。 担当ケアマネジャーは、速やかに本(確定)プランを作成し、利用者及びその家族への説明及び同意を得て利用者や各サービス担当者へ交付する。	要介護認定の被保険者証を発行する。
		⑩居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を肝付町介護保険係に提出する。(開始日は認定申請した日まで遡り、届け出日は認定結果が確定した日以降を記載する。)	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を受付ける。
翌々月		⑪認定申請を行った月の給付管理を行う。 ※5認定結果日によっては、翌々月に行う。	

- 認定結果が出るまでに見立てたと違った場合の計画作成担当者が見つからない等により、単独でケアマネジメントを行なわざるを得なかった場合は、その期間は自己作成となる。(「自己作成の取り扱いについて」を参照)
- ⑨本(確定)プラン2表の「目標」や「サービス利用の開始日」は、「認定申請日」まで遡っても「認定結果日」のいずれでも可能。
- 計画作成担当者が見つからない、請求の仕方がわからない等不明な点があった場合は、介護保険係に相談する。
- 利用者に対するケアマネジメントの一連の流れは、支援経過記録に時系列に整理して記載しておく。